

ご自身で取付けることが困難な方には

# 住宅用火災警報器の 取り付けを支援します!!

住宅火災から大切な命や財産を守るため、  
全ての住宅に「住宅用火災警報器」を設置することが  
消防法により義務付けられています。

住宅用火災警報器は購入したものの、  
ご自身で取付けることが困難な

高齢者や障がい者世帯等を対象に、消防職員がお宅を訪問し、設置のお手伝いをします。



住宅用火災警報器は消防署では販売していません。

## 1 支援内容

住宅用火災警報器の取り付けを消防職員が行います。  
取り付けする住宅用火災警報器は、ご自身でご用意して下さい。

## 2 対象世帯

住宅用火災警報器の取り付けを行うことが困難な高齢者や障がい者世帯のうち、  
取付支援を希望する次の世帯となります。

- ① 65歳以上の方のみで構成されている世帯
  - ② 身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ※上記以外の世帯でも取り付けが支援できる場合があります。

## 3 受付・取付時間

受付・取付時間とも平日の午前8時30分から午後5時15分まで

## 4 申込方法

お近くの消防署に直接お越しいただくか、電話でお申し込み下さい。  
なお、代理の方の申請も可能ですが委任状が必要となります。

【お申込み・お問合わせ】

消防本部予防課	055-222-1291	甲府市伊勢3丁目8-23
甲府中央消防署	055-254-9119	甲府市丸の内1丁目1-19
甲府南消防署	055-233-1499	甲府市伊勢3丁目8-23
甲府西消防署	055-276-3825	甲斐市竜王3314-1